

官用車整備等業務仕様書

第1章 総則

(件名)

第1条 本業務の件名：令和8年度九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所
官用車整備等請負業務（単価契約）

(適用範囲)

第2条 本業務の実施にあたっては、「道路運送車両法」(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)、 「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号。(以下「点検基準」という。))、「自動車の点検及び整備に関する手引」(国土交通省告示第317号。以下「手引」という。))、その他関係法令及びその他発注者又は契約書第5条第1項に定める発注者の指定した職員(以下「監督職員」という。))の指示によるほか、この仕様書によるものとする。

(目的)

第3条 本業務は、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所が官用車として保有する自動車(以下「車両」という。))について、関係法令及び本仕様書に基づく点検及び整備(以下「点検整備」という。))を実施することにより、車両の安全な運行の確保及び良好な維持管理を図ることを目的とする。

(履行期間)

第4条 本業務の実施期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(履行場所)

第5条 本業務の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 車両の引取り及び納入場所 九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所
(宮崎県都城市志比田町4778-1)
- (2) 点検整備作業の実施場所 受注者の有する作業場又は自動車整備工場(以下「工場」という。))。なお、法第49条第2項に定める特定整備については、自動車特定整備事業の認証を受けた工場において実施するものとする。

(監督職員)

第6条 発注者は、監督職員を定め、以下の職務を行わせる。

- (1) 契約の履行について必要な指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

(一般事項)

第7条 この業務の一般事項は以下のとおりである。

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

- (2) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受注者は、本業務の実施に際し、発注者及び第三者の車両・建物・備品その他の財産等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に通知するとともに、監督職員の指示に従い必要な措置を行うこととし、必要な費用は発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き受注者の負担とする。
- (4) 事業の実施に際しては、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）別記22-5 自動車整備 に定める判断の基準を順守すること。

第2章 業務内容

（業務対象車両及び実施内容）

第8条 業務の対象車両及び実施内容は、以下のとおりとする。

- (1) 業務の対象となる車両は仕様書別紙1のとおりとする。
- (2) 整備等の内容は、契約書第10条第1項に定める発注書により発注者が別途定める。
- (3) 受注者の整備工場等への回送は、監督職員が特に指示した場合を除き受注者が行うこと。
- (4) 交換部品については、メーカー純正品又はメーカーが指定する規格と品質を有しているものを使用すること。
- (5) 整備等に伴い廃棄物等の発生品が生じた場合については、監督職員からの引渡しの指示がある場合を除き、受注者の負担により適正に処分すること。
- (6) 検査、自動車損害賠償責任保険料（法定料金）の納付、自動車重量税（税金）の納付等の一切の手続は受注者が行うものとし、それらに係る必要な費用は受注者の負担とする。
- (7) 交換用バッテリーについては、新車搭載バッテリー形式相当品以上であり、バッテリー交換対象車両に搭載可能な規格とする。

（業務実施の基本的な手順）

第9条 業務の実施に当たっては、以下の手順を基本とする。

- (1) 対象車両の具体的な引取り日時、実施日及び納入日時等については、第4条の期間内において、監督職員と受注者が協議の上決定するものとし、発注者が、契約書第10条第1項に定める発注書を受注者に交付するものとする。
- (2) 車両の引取り及び納入は、第5条（1）に示す場所において監督職員の立会いの下、原則として受注者が行うこととするが、事情により他の方法を監督職員が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 業務の実施は、第5条（2）に示す工場において行う。ただし、軽微な整備等については、監督職員と協議の上、車庫等において実施することも可能とする。
- (4) 監督職員は、引取りの際、車両の点検整備の記録等、点検整備に必要な資料を受注者に貸与するものとする。

（作業項目及び留意点）

第10条 本業務における詳細な作業項目及び留意点は、別紙2「点検整備の作業項目及び留意点」のとおりであり、別紙1に示す対象車両ごとの実施内容に該当する箇所を参照すること。ただし、別紙1に掲げる作業項目及び数量は現時点における見込みであり、参考として示すものであって、実際の履行数量を確定又は保証するものではなく、発注書により確定させるものとする。

第3章 打合せ及び業務内容の追加等

(打合せ)

第11条 本業務における打合せは、以下のとおり行うものとする。

- (1) 受注者は、点検整備の実施中、以下のいずれかに該当するときは、監督職員に通知しなければならない。
 - ① 別紙1及び別紙2に記載のない整備又は部品交換を行う必要があると認めるとき。
 - ② 業務内容の一部又は全部について、実施の必要がないと認めるとき。
- (2) 監督職員は、前号の通知を受けた場合、又は自ら前号に該当する事実を確認した場合は、当該事項が第3条の目的を達成するために必要があるかどうかについて、受注者と打合せを行う。
- (3) 監督職員及び受注者は、前号の打合せの結果を別紙3「業務打合簿」に整理し、内容を確認する。

(業務内容の追加等)

第12条 以下の場合には、業務内容の追加等を行うことができる。

- (1) 発注者は、前条の打合せの結果、第3条の目的を達成するため、別紙1及び別紙2の実施内容について、追加又は削除を行う必要があると認めた場合は、受注者と協議を行う。このとき、当初の業務期間内に業務を完了することが困難であると認めるときは、業務期間を延長することができる。

また、受注者は点検作業中に契約書第14条の契約に定めのない修理、部品交換が必要となる場合は、監督職員と協議の上、修理、交換を行うものとする。
- (2) 前号の規定により協議が行われる場合は、受注者は見積書等その他発注者が必要とする書類を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。
- (3) 前号の協議により実施内容の追加等及び期間の延長を行う場合は、発注者がその内容を示した仕様書その他関係書類を受注者に提示する。

第4章 検査及び支払

(成果物)

第13条 本業務の成果物は、以下のとおりとする。ただし、(3)、(4)、(5)及び(6)は、該当する場合に限る。

- (1) 点検整備を実施した車両
- (2) 法第49条に定める点検整備記録簿
- (3) 記録写真(交換部品等)
- (4) 自動車検査証
- (5) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (6) その他、監督職員が指示したもの

(写真管理)

第13条の2 本業務の写真管理は、下記の要領で行うものとする。

- (1) 撮影はデジタルカメラ(画素数100万画素以上)を使用するものとする。

- (2) 写真はカラー写真とし、記録写真として、契約書第14条第1項に定める作業報告書と一緒に提出するものとする。

(検査)

第14条 本業務における業務完了の検査は、以下により行うものとする。

- (1) 受注者は、車両ごとに業務の完了を発注者へ通知しなければならない。このとき、あらかじめ前条に定める成果物について監督職員の確認を受けるものとする。
- (2) 発注者は、前号の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- (3) 受注者は、前号の検査に合格した場合、当該車両を発注者に引き渡すものとする。

(支払い)

第15条 本業務における業務代金の支払いは、以下により行うものとする。

- (1) 受注者は、前条の検査に合格したとき（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く）は、1か月単位の整備内容等を取りまとめ、発注者に代金を請求することができる。なお、請求書については、以下のとおり記載すること。
- ① 契約書に定めのない修理、部品交換にかかる代金は、契約書第14条の協議に基づき決定するものとする。
- ② 自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は、継続検査の際に関係法令に定める所定額を請求すること。
- ③ 対象車両が複数ある場合は、車両ごとに①の区分による金額を記載した内訳を付すこと。
- (2) 発注者は、受注者からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を受注者に支払うものとする。ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当なため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(保証)

第16条 受注者は、契約書第11条第2項に定める検査に合格した日から起算して6か月が経過する日若しくは走行距離が10,000kmに達した日のいずれか早い日までの間、受注者負担により整備等の内容について保証しなければならない。

第5章 環境への配慮

(主な環境関係法令の遵守)

第17条 受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ② 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(環境配慮に関する特記事項)

第 17 条の 2 受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ① 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- ② エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ③ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- ④ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- ⑤ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第 6 章 その他

（その他）

第 18 条 この仕様書に定めのない事項及びこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

<抜粋>環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）

22-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>②エンジン洗淨を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗淨実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p>なお、エンジン洗淨を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ. エンジン洗淨の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗淨実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗淨を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エンジン洗淨の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗淨に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>②ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</p> <p>③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。
- 4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗淨」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗淨により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
- 5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。
- 6 本項の判断の基準②アのエンジン洗淨を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。
- 7 エンジン洗淨を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗淨を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
車台番号		NCP51-0306854	NCP51-0306998	NHP160-0096295	A202S-0033902	GP7-1205217	GP7-1205029	RP1-1200603	Y12-185404	HNT32-190733	
型式		DBE-NCP51V	DBE-NCP51V	6AE-NHP160V	5AA-A202S	DAA-GP7	DAA-GP7	DBA-RP1	DBA-Y12	5AA-HNT32	
原動機の型式		1NZ	1NZ	1NZ-1LM	WA-E1A	LEB-H1	LEB-H1	L15B	HR15	MR20-RM31	
登録番号		宮崎400た1645	宮崎400た1644	宮崎400つ4056	宮崎501ね5207	宮崎501つ1124	宮崎501つ1125	宮崎501つ1123	宮崎501た1770	宮崎300め4231	
型式指定番号		16517	16517	19115	20293	18074	18074	18042	15189	19822	
類別区分番号		0055	0055	0009	0003	0009	0009	0072	0353	0005	
種別用途		小型貨物	小型貨物	小型貨物	小型乗用	小型乗用	小型乗用	小型乗用	小型乗用	普通乗用	
車名		トヨタ	トヨタ	トヨタ	ダイハツ	ホンダ	ホンダ	ホンダ	ニッサン	ニッサン	
車種		プロボックス	プロボックス	プロボックス	ロッキー	シャトル	シャトル	ステップワゴン	ウイングロード	エクストレイル	
走行距離数 R8/6/1現在		92,000km	124,000km	14,000km	13,000km	197,000km	207,000km	104,000km	144,000km	62,000km	
登録年月日		H25.7.2	H25.7.2	R6.3.14	R7.9.30	H29.12.15	H29.12.15	H29.12.15	H28.2.4	R3.2.26	
車検満了日		R8.7.1	R8.7.1	R9.3.13	R10.9.29	R8.12.14	R8.12.14	R8.12.14	R9.2.3	R10.2.25	
保険（自賠責）期間	自	R7.7.2	R7.7.2	R8.3.14	R7.9.30	R6.12.15	R6.12.15	R6.12.15	R7.2.4	R8.3.26	
	至	R8.7.2	R8.7.2	R9.3.14	R10.9.30	R8.12.15	R8.12.15	R8.12.15	R9.2.4	R10.3.26	
点検の時期	2年										
	1年	R8.7.1	R8.7.1	R9.3.13	R8.9.29						
	6か月	R9.1.1	R9.1.1	R8.9.13						R9.2.25	
		数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	
	自動車重量税（A）	(式)	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自賠責保険料（B）	(式)	1	1	1	1	1	1	1	1	
2年（24か月） 点検	継続検査	(式)					1	1	1	1	
	継続検査代行	(式)					1	1	1	1	
	定期点検（24か月点検）	(式)					1	1	1	1	
	エンジンオイル交換	(式)					1	1	1	1	
	エンジンオイルエレメント交換	(式)					1	1	1	1	
	エンジン下回り洗浄	(式)					1	1	1	1	
	ブレーキの分解・清掃・調整作業 （作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金含む）	(式)					1	1	1	1	
	ウォッシュ液補充	(式)					1	1	1	1	
	タイヤローテーション作業	(式)					1	1	1	1	
	タイヤバランス調整作業	(式)					1	1	1	1	
ワイパーゴム交換（前後一式）	(個)					3	3	3	3		
エアコンフィルター交換	(式)					1	1	1	1		
1年（12か月） 点検	継続検査（小型貨物自動車該当）	(式)	1	1	1						
	継続検査代行（小型貨物自動車該当）	(式)	1	1	1						
	定期点検（12か月点検）	(式)	1	1	1	1				1	
	エンジンオイル交換	(式)	1	1	1	1				1	
	エンジンオイルエレメント交換	(式)	1	1	1	1				1	
	エンジン下回り洗浄	(式)	1	1	1					1	
	ブレーキの分解・清掃・調整作業 （作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金含む）	(式)	1	1	1	1				1	
	ウォッシュ液補充	(式)	1	1	1	1				1	
	タイヤローテーション作業	(式)	1	1	1	1				1	
	タイヤバランス調整作業	(式)	1	1	1	1				1	
ワイパーゴム交換（前後一式）	(個)	3	3	2	3				3		
エアコンフィルター交換	(式)	1	1	1	1				1		
6か月点検	定期点検（6か月点検）（小型貨物自動車該当）	(式)	1	1	1						
その他	車両陸送	(往復)	1	1	1	1	1	1	1	1	
	バッテリー交換	(個)	1								
	スパークプラグ交換	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	
	ファンベルト交換	(個)	1	1	1				1	1	
	発煙筒交換	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	
	エアバルブ交換	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	
	パンク修理	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	
	リアカップ交換	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	

以下、各作業項目及び部品交換ごと作業報告（書）内容一覧

*上記の各数量は予定であり、年間調達数量を保証するものではない。

点検整備の作業項目及び留意点

第1 共通事項

1 作業項目及び経費の範囲

- (1) 点検整備の具体的な作業項目及び方法は、「自動車の点検及び整備に関する手引」（国土交通省告示第317号）によるものとする。
- (2) 各種部品（油類を含む。以下同じ。）交換作業には、部品及び消耗品等の代金、並びに使用済み部品の処分費用を含むものとする。

2 作業上の留意点

- (1) 交換部品等については、対象車両のメーカー純正品又はメーカーが指定する規格と品質を有している製品を使用すること。
 - ①使用する製品について、車体ごとに規格を提示すること。
 - ②監督職員から特に指示があった場合は、当該製品の規格・品質を証明する書面を提出すること。
- (2) エンジンオイルについては、API規格においてSM品質以上のものとする。
- (3) 点検整備に伴い廃棄物の発生品がある場合は、監督職員が特に引渡しを指示した場合を除き、受注者の負担により関係法令を遵守し適正に処分すること。

第2 継続検査等

1 継続検査

- (1) 本業務における継続検査とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準に適合するかどうかについて、法第74条の2に定める独立行政法人自動車技術総合機構又は法第74条の3に定める軽自動車検査協会が行う審査、並びに法第94条の2ほか定める指定自動車整備事業者による点検及び自動車検査員の証明を受けることをいう。
- (2) 受注者は、保安基準に適合するため必要と認める整備（各種部品の交換を含む）が生じたときは、速やかに監督職員に説明を行うものとする。

2 検査代行

- (1) 本業務における検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行をいう。
- (2) 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）に規定する継続検査申請書ほか必要な申請書等は、受注者が自己の負担において用意するものとする。

3 自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料

- (1) 自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料については、受注者が代行して支払うものとする。
- (2) 関係法令の改正等により、対象車両に適用される自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料の金額が変更となった場合は、その時点で適用される金額によるものとする。

第3 定期点検（併せて実施する作業項目を含む）

1 定期点検

本業務における定期点検とは、法第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号、以下「点検基準」という。）第2条第1項第3号別表第5及び第5号別表第6において、所定の期間ごとに行うこととされている点検であって、点検項目は下表中欄のとおりとする。

2 点検と併せて実施する作業

下表右欄のとおり、1年点検及び2年点検の対象車両については、点検基準に定める全ての

点検項目と併せて、良好な維持管理のための作業を実施するものとする。

なお、定期点検及び点検と併せて実施する作業の作業報告（書）については、任意様式にて報告するものとする。

区分	点検項目	併せて実施する作業項目
小型貨物自動車	点検基準別表第5	
1年点検	点検基準別表第5において、12か月毎に点検を行うこととされている全ての項目の点検	点検と併せて以下の作業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンオイル交換 ・エンジンオイルエレメント交換 ・エンジン下回り洗浄 ・ブレーキの分解・清掃・調整作業（作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金含む） ・ウォッシュ液補充 ・タイヤローテーション作業 ・タイヤバランス調整作業 ・ワイパーゴム交換（前後一式） ・エアコンフィルター交換
6か月点検	点検基準別表第5において、6か月毎に点検を行うこととされている全ての項目の点検	
普通乗用自動車 小型乗用自動車 軽自動車	点検基準別表第6	
2年点検	点検基準別表第6において、2年毎に点検を行うこととされている全ての項目の点検	点検と併せて以下の作業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンオイル交換 ・エンジンオイルエレメント交換 ・エンジン下回り洗浄 ・ブレーキの分解・清掃・調整作業（作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金含む） ・ウォッシュ液補充 ・タイヤローテーション作業 ・タイヤバランス調整作業 ・ワイパーゴム交換（前後一式） ・エアコンフィルター交換
1年点検	点検基準別表第6において、1年毎に点検を行うこととされている全ての項目の点検	点検と併せて以下の作業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンオイル交換 ・エンジンオイルエレメント交換 ・ブレーキの分解・清掃・調整作業（作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金含む） ・ウォッシュ液補充 ・タイヤローテーション作業 ・タイヤバランス調整作業 ・ワイパーゴム交換（前後一式） ・エアコンフィルター交換

業務打合簿

業務件名	令和 8 年度九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所官用車整備等請負業務（単価契約）
------	---

年月日	指示及び協議の内容	協議等の 手法 ※ 1	監督職員 ※ 2	受注者 ※ 2
8.0.0	<p>発議：□発注者 ■受注者</p> <p>【以下、記載例】</p> <p>〇〇300 〇 0000 (〇〇) の車両について、点検を実施した結果、バッテリーの劣化が確認され、安全かつ良好な状態で運転するためには交換が必要。</p> <p>【増額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー交換 <p>部品代 : 〇円 (税抜き)</p> <p>交換費用 : 〇円 (税抜き)</p>	電話	南部九州 〇〇	〇〇 会 社 : 〇〇
8.0.0	<p>回答：■発注者 □受注者</p> <p>安全確保の観点から、上記部品の交換は妥当と判断し、交換を指示する。</p>	//	//	//
	<p>発議：□発注者 ■受注者</p>	電話	南部九州 〇〇	
	<p>回答：■発注者 □受注者</p>	//	//	//
備考				